

平成 26 年度 第 5 回今治市子ども子育て会議 教育・保育部会

1. 日 時 平成 26 年度 10 月 23 日～24 日
2. 場 所 持ち回り（書面審議）にて開催
3. 審議委員 泉浩徳委員、森一男委員、長野誠悟委員、谷本幸代委員、
土井圭子委員、菅千代美委員、長野千枝委員、越智瑞啓委員、
松原緑委員
4. 内 容 (1) 2 号・3 号認定の子どもに係る利用調整の方法について
別紙議案第 1 号（写し）のとおり承認された。



議案第 1 号

2号・3号認定の子どもに係る利用調整の方法について

標記について次のとおりとする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で、それぞれ第 1 希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する。

平成 26 年 10 月 23 日

今治市子ども子育て会議
教育・保育部会
会長 泉 浩徳

○議題 2号・3号認定の子どもに係る利用調整の方法について

1. 提案理由

平成26年9月11日に開催された自治体向け説明会により子ども子育て会議に諮るよう要請があったため。

2. 基本的な考え方

子ども子育て支援新制度では、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、家庭的保育事業等を利用するにあたり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行う。

3. 利用調整のパターン

○パターン1

すべての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法）

例) 認定こども園の利用調整の場合

保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合、前者の保護者が優先的に選考される（希望順位に関係なく、保育の必要度（ポイント）が高い保護者の子どもが優先的に選考）。

○パターン2

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

例) 認定こども園の利用調整の方法

保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合であっても、後者の保護者が優先的に選考される（保育の必要度（ポイント）に関係なく、第1希望の施設の中から利用調整を行う）。

4. 今治市の方針

今治市は入所が集中する年度当初では待機児童が発生しておらず、パターン1のようにすべての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を通じて利用調整を行わなくとも、保育の必要度に応じた利用・受入は可能であるので、保護者の希望に注目した調整を行うべく、パターン2を採用する。